第2回福島県防災会議原子力防災部会議事録

- 1 会議名 第2回福島県防災会議原子力防災部会
- 2 日 時 平成24年11月21日(水) 10時30分~12時00分
- 3 場 所 杉妻会館4階 牡丹の間
- 4 出席委員 28名(定員32名)

○司会(小林) おはようございます。原子力安全対策課の小林と申します。ただいまから第2回福島県防災会議原子力防災部会を開催いたします。部会長の内堀副知事が所用により欠席しておりますので、規定により、部会長より事前に代理者として指名を受けております荒竹生活環境部長より御挨拶申し上げます。

○議長(荒竹委員、以下「議長」という。) 生活環境部長の荒竹でございます。おはようございます。本日はどうもお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。前回 9月5日に第1回目の防災部会を開かせていただきました。その際には、その場でも様々な御意見をいただきました。その後パブリックコメントを募集いたしまして、その場でも意見をいただきまして、それを反映させた形で修正した案を提示したところでございます。

今後でございますけれども、今回、改正のステップ 1 ということで初動対応に係る見直 し部分を反映させております。そしてステップ 2、これは来年 3 月を目途に進めていきたい と思っていますが、これは先月 10 月に示された国の原子力災害対策指針に基づいて、この 内容を反映させた形でやってまいりたいなと。

ただ他方で、先月に国のほうで出しました災害対策指針については、相当積み残しがございます。これはいわゆる重点区域の設定の部分、これは本県の第一発電所の事故想定を踏まえた対応というのが全く盛り込まれていない状況です。あるいは緊急被ばく医療とか、緊急時モニタリングの部分も十分ではないという状況です。したがって積み残しがあると。そして今後またさらに追加抽出されてくるということでございますので、その状況を見極めて今後の原子力災害対策編の見直しを行っていかなくてはならないということでございます。

ということで、ステップ 2 の 3 月を目途にと申し上げておりましたが、ここはやはり国の状況をみて、3 月にできるものはしっかりと反映させていく。他方で、おそらく今出ないものも多くでてくると思いますので、4 月以降も引き続き見直しを継続していくということで対応を考えてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、本県としましては、国が示した新たな指針、あるいは今後示すであろう新たな指針などに基づきまして、本県独自の経験を踏まえながら、教訓を踏まえながら、 実態に見合った計画の見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ様々な御審議をお願いしたいと考えております。結びにあたりまして、災害対策のさらなる充実のために、皆様の率直な御意見などを賜りますようによろしくお願いいたします。以上で私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 **○司会** 続きまして本日の部会への出席状況でございますが、お手元に配布いたしました名簿のとおり、3名欠席ということで報告いただいております。

続きまして本日の部会の傍聴上の留意点について御説明申し上げます。お手元の資料に留意点を記載した資料 1 枚を入れてございます。下のほうに留意点を 7 点ほど書いてございますので、よろしくお願いいたします。特に携帯電話につきましては、マナーモードにするか、電源をお切りいただくようお願いいたします。

次に本日の配付資料でございますが、次第の下側のほうに資料の一覧を記載してございま す。お手元の資料で何か不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただければ幸い でございます。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは議事に移ります。部会長代理として、荒竹生活環境部長が議長を務めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは議事に入ります。本日の審議事項は次第にもございますように、今後の見直しの進め方、それからステップ 1 として見直しを進めてきた初動対応の部分の見直し。 そしてこれのパブリックコメントを踏まえた見直しの概要について。主にこの 2 点について御審議いただくこととしております。

それではまず、始めに事務局から今回の見直し、それから今後の見直しの進め方について の説明をお願いします。

○事務局 原子力安全対策課の小山でございます。まず審議事項の一番目といたしまして、 今後の見直しの進め方について説明させていただきます。

資料 1-1 をご覧いただきたいと思います。まずこちらから説明させていただきます。ただいまの部会長代理の挨拶にもございましたように、前回の防災部会で説明させていただきましたステップ 1、ステップ 2 の 2 段階での改訂について、若干変更の必要が生じてまいりました。前回はステップ 1 として初動対応を中心とした見直しを。また、ステップ 2 として 25年3月を目途に国の災害対策指針の改訂を踏まえた見直しを予定していたところでございますが、資料 1-1 に記載してございますとおり、当初 9月末を想定しておりました指針の改定、正確には原子力規制委員会における原子力災害対策指針でございますが、その決定が 1ヶ月ほど遅れ、10月31日に示されましたことに加えまして、示されました指針におきましては、記載の中で今後検討するとされ、先送りされた事項も多くございます。

具体的には資料 1-3 をご覧になっていただきたいと思いますが、こちらが 10 月 31 日に示されました原子力災害対策指針の目次と概要を裏表で示してございます。さらにそこに指針に示された内容、あるいは原子力規制委員会が明らかにいたしました今後のスケジュール等が書いてございます。具体的には避難指示の判断基準となる指標でございますとか、あるいは緊急時モニタリングの実施手順の詳細などが、今後検討し、指針に記載するというようになってございます。こうした状況を踏まえまして、今後の見直しの進め方について修正する必要が生じたというところでございます。

資料 1-1 に戻っていただきまして、3 の今後の見直しの進め方でございますが、次のステ

ップ2におきましては、10月末に示されました指針、及び原子力規制委員会が12月までに追加で結論を得るとしている内容を極力反映した見直しが行えるように努めてまいります。 25年1月以降に規制委員会から示される指針等の内容に基づきまして検討を進める事項につきましては、その次の段階のステップ3で反映させてまいりたいと考えてございます。

ステップ 3 につきましては、地方自治体が地域防災計画を定める際の策定マニュアルというものを国が現在策定中でございますので、そういったものを参考にしつつ、ステップ 2 ステップ 3 について踏み込んでいきたいと考えてございます。

具体的な今後のステップ 2 からステップ 3 への検討する事項でございますが、ステップ 2 におきまして記載してございますように、本来の見直しのスケジュールでは、ステップ 2 としてございました、重点地域の設定、避難基準等の設定、SPEED I 予測結果の活用、緊急時被ばく医療、あるいは緊急時モニタリング、こういった項目を全てステップ 2 で防災計画に組み入れるということでございましたが、25 年 3 月を目途としますステップ 2 におきましては、避難基準等の設定、あるいはSPEED I の予測結果の活用、こういったものはステップ 2 に盛り込めるといったところでございますが、一部緊急被ばく医療、あるいは緊急モニタリングの一部分については、25 年 4 月以降の第 3 段階のほうで引き続き見直しを図ってまいるということになるかと思います。

具体的にはステップ 3 のほうで検討されることでございますが、重点地域の本格設定、そういったものもございます。こちらにつきましては先程議長からもお話しがありましたとおり、福島原子力発電所の事故炉に対するリスク評価など、それが具体的にどのように定まってくるのか、その内容あるいは重点地域として定められている地域のうち、放射性のプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域についての検討がまだ進んでおりませんので、そういったものはステップ 3 以降ということになろうかと思います。

ステップ 3 の具体的なタイムスケジュールにつきましては、こういうことでございますので、現段階ではなんとも申し上げられませんが、原子力規制委員会の検討状況も踏まえまして、速やかに対応してまいりたいと考えてございます。

資料 1-2 には、個別の今後の見直しのイメージ図を示してございます。今回のステップ 1 初動対応の見直しを行うと同時に、3 月までにステップ 2 そしてステップ 3 ということで、今の指針を踏まえた見直しを行い、結論がでていないものについては、ステップ 3 の 4 月 以降に取り組むというようなことでございます。このように前回お示ししましたスケジュールの 2 段階での改正というものを、今回 3 段階での改正というように、今後の進め方について改めることを御了承いただきたいと思いますので、御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長 それではただいまの、見直しの進め方についての説明について御質問等ございましたらお願いいたします。

〇井戸川委員 前回の会議の時に、私どものほうからいろいろ意見を出させていただきましたけれども、それをどのような形で反映されたのかお示しいただきたいと思います。

○議長 町長申し訳ありません。審議事項 2 のほうで、意見を踏まえた見直しの概要をお示ししたいと思っております。具体的には資料 2-3 のほうに計画の見直しの概要というものを付けさせていただいておりまして、そこで下線を引っ張ったところなどを中心に見直しをしたということでございますが、まず今後の見直しの進め方について御意見をいただければと思います。

〇井戸川委員 わかりました。

○議長 はい。それでは御意見御質問ございませんようですので、このような形でステップ 1 は従来通り、ステップ 2 について完了という前提でこれまで見直しを進めようとしていたんですけれども、国の災害対策指針等を踏まえますと、引き続き 4 月以降も見直し作業を進めていくということで進めてまいりたいと思います。

引き続き原子力防災部会についても継続して開催をしてまいることになると思いますので、御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、事務局から県民公募結果などを踏まえたステップ 1 の見直しにつきまして説明をお願いします。

○事務局 それでは、県民意見公募結果等を踏まえた見直しについてということで、資料 2-1 から 2-4 までございますが、こちらで、今回のステップ 1 について、御意見いただきましたことにつきましての対応状況をまず御説明させていただきたいと思います。

資料 2-1 でございます。県民意見公募結果等についてでございます。前回の 9 月 5 日の 第 1 回原子力防災部会にていただきました御意見を踏まえまして、その際に提出した素案 を修正したうえで、さらに県民の方から、また県内市町村など関係機関から御意見をいただきました。

資料 2-2 の①から④まで番号が振ってございますが、部会あるいは意見照会についての対応を整理要約したものが資料 2-1 でございます。それぞれの数字的なことをまず申し上げますが、それぞれの意見提出件数及び計画の反映状況としまして、資料 2-1 の意見照会、意見公募の結果ということで、(1)に表としてまとめさせていただいております。意見の件数でございますが、前回の 9 月 5 日の第 1 回部会の際にいただきました御意見は、18 件ございましたという形で整理させていただいております。またその後、委員の皆様から文書照会によりまして、御意見 27 件ございました。さらには県民意見公募、パブリックコメントということでございますが、これは 10 月 5 日から 1 ヶ月間実施してございます。件数としましては 5 件です。さらに同じ期間に県内の市町村、関係団体に照会をしたものでは 139 件の意見がございました。

こちらの意見についての対応ということでございますが、資料 2-2 を見ていただきたい。 資料 2-2 の①でございますが、こちらが前回の会議で、委員の皆様から頂戴した御意見についての対応一覧でございます。今回のステップ 1 における修正等に対しての意見を 18 件として整理させていただいておりますが、ステップ 1 において修正をするというものが 5 件ございます。残りの 13 件につきましては、一部今後見直すということでございますが、そ の内の 1 番とか 2 番、できるだけ今回の修正時に一部記述を修正いたしまして、さらに今後見直すというものもございます。いずれにつきましても、しっかり指針等を取り入れ、そういったことを踏まえまして、しっかり計画の改訂に反映させてまいりたいと考えてございます。これが資料 2-2 の①でございます。

なお、前回の会議で今回の震災時に同心円の避難区域を設定したことを、当時の国の災害 対策本部長でございました総理に確認を行うようにとの意見がございましたので、国に照会 いたしまして、別紙の回答をいただいておりますので、併せて添付させていただきました。

資料 2-2 の②から④までがそれぞれの回答となっておりまして、委員からの御意見への回答が②、県民意見公募の関係、また市町村等への対応がそれぞれ記載しております。この御意見につきましては、また資料 2-1 に戻っていただきたいと思いますが、このように今回の改訂に反映させたもの、及び次回以降の反映に向けて今後検討させていただくもの、さらには今回の防災計画ではなくて、マニュアル等のにおいて反映させていくべきもの、の 3 つに分類させていただきまして、とにかく防災対策にしっかり反映させていただくというような形にしてございます。全体で35件の意見につきましては、今回の改訂に反映させまして、131件につきましては、次回以降の改訂の際に書き込むということで検討させていただきたいと考えてございます。

その中の主なものということでございますが、具体的な内容につきまして、資料 2-1 の (2) のほうに、いくつか意見と対応状況について提示をいたしました。御意見を踏まえまして、今回の修正案に反映したものが (a) の今回反映したものでございます。見直しは再稼働につながるものではないことをしっかり明記する必要があるという御意見がございましたが、こういったことについては、はっきりと今回の修正案では明記させていただきました。また、原子力発電所のほうで通報手段が使えない場合、連絡員の派遣が必要ではないかとの意見がございました。こういったことについても通報連絡手段のところで。

○井戸川委員 具体的にどこの何と言ってもらわないと。追いかけるのが容易でないです。 ○事務局 大変失礼しました。今回は配布したものとして、資料 2-1 の 2 の意見照会・意見 公募結果の主な御意見と対応案ということで説明させていただいております。この中で今回 反映したものとして、いくつかの事例を紹介させていただいております。申し上げましたよ うに、見直しは再稼働につながるものではないことを明記する必要があるという御意見がご ざいました。こういったものについて今回反映させたものでございます。また、通報手段が 使えない場合は、連絡員を派遣。さらにはSPEEDI計算結果の公表、情報提供、こうい ったものをしっかり行う。こういったことについて、具体的に明記をさせていただきました。 さらに当然ではございますが、原子力規制委員会の発足など国の組織改編等の反映。当然私 どもでも注意してございましたが、修正漏れなどの御指摘いただきました点も修正してござ います。さらに県民意見の中で、男女双方の視点に配慮した計画が必要であるというような 御指摘もいただいております。そういったものについても今回反映させていただいておりま す。こういった形で全体の意見の中で 35 件の意見については、反映させていただいたとい うことでございます。

さらに今回の初動対応の結果について、次回修正には反映できませんでしたが、次回以降の反映に向けて検討するものということで、(2) の b にいくつか事例を示してございます。まず、前回の部会におきまして、初動対応の必要な人材の確保、そういったことについての御意見がございました。職員の確保とともに、複合災害時にどのように必要要員を確保するのかということでございます。大変重要でございます。現行計画におきましても、必要な職員体制を整備する旨を定めてございますが、具体的にまだ書ききれていないところがございます。今後、国の防災基本計画あるいはマニュアル等も踏まえながら、できるだけ具体的に記載できるように検討してまいりたいと考えてございます。また、同じく緊急時モニタリング体制についても前回の部会で御意見をいただいてございます。こちらについても今回、国の指針で検討し、緊急時モニタリングについても示すということでございます。そういったことを踏まえまして、今後検討させていただくということにしたいと考えてございます。

また(2)の3番目に、これはパブリックコメントでございますが、本部会議等での音声、映像を含めた保存体制。こういったものについても必要ではないかというようなことでございます。こういったことにつきましては、原子力災害に限らず、災害対策一般に関係する事項でございますので、一般災害その他全般での検討を深めていただいて、こちらを原子力災害対策編の計画にも反映させてまりたいと考えてございます。

次に 4 番目として、指定公共機関に放射線医学総合研究所や日本原子力研究開発機構、 そういったものを追加するということでございました。これは申し訳ございませんが、所定 の手続きを経て指定公共機関を追加するということでございますので、次回の改訂までにで きるように進めてまいりたいと考えてございます。

5番目に自家用車による避難への対策、こういったものについて記載が必要であるということでございました。現行計画では、一般車両による避難場所への輸送ということは一応想定してございますが、今後、今回の事故を踏まえまして、現在国と連携し具体的なシミュレーションなどを行い、避難計画の策定の中で具体的に検討を進めていくということでございますが、そういった検討とともに防災計画の中にもできるだけ記載を検討してまいりたいと考えてございます。

また、初期被ばく医療体制についての記載も改定する必要があるという御意見もいただきましたが、こちらも今度国の指針を踏まえて見直してまいりたいと考えてございます。さらに情報伝達手段としての J アラートの活用、そういった意見も市町村のほうからでてございます。こちらも国のほうでの検討状況を踏まえまして、具体的な防災計画での書き込みを検討してまいりたいと考えてございます。

さらに、数多く、国の防災基本計画の記載内容をも反映すべきではないかというような御意見がございました。数としては防災基本計画と整合性を図るべきという御意見が多かったかと思います。前回の部会が開催されました翌日の9月6日に国の防災基本計画の改正がなされまして、防災部会での素案の提示には間に合いませんでしたが、今回の修正案の作成

段階で、国が示しました防災基本計画の内容をできるだけ取り入れることとしましたが、若 干文面調整を必要とするものや具体的な検討を要する事項等もございまして、こちらの国の 防災基本計画の全面的な取り込みは、最終的にステップ 2 の段階で全面的取り入れを予定 してございますので御理解を賜りたいと思います。3番目に、防災計画には具体的に記載は せず、運営あるいは、防災計画に基づき作成いたしますマニュアル類や個別計画などへの反 映という形で整理したいと考えているものもございます。災害対策本部各班での情報共有の 徹底といった御意見もございまして、当然のことでございますが具体的方策の検討等も含め まして、今後マニュアル類に反映させていきたいと考えてございます。

以上が県民意見公結果等の概要でございます。こういった意見の結果を踏まえまして、ステップ1での地域防災計画原子力災害対策編の修正案を作成いたしました。

資料 2-3 をご覧いただきたいと思います。まずこちらが前回説明させていただきました、ステップ 1 での見直し概要の修正版でございます。前回の御意見を踏まえまして、県で変更した部分を下線で示して訂正させていただいております。まず左上に、廃炉措置が決定された原子炉施設及び運転を停止している原子炉施設における事故の発生を想定して見直しを行ったものであるということでございます。さらに右側の複合災害に備えた情報連絡体制については、通報連絡等の強化について御意見をいただいてございます。こういったことについての初動対応についての強化、そういったことにつきまして具体的に明記させていただきます。

また最後に、いただいた御意見の中で避難体制、被ばく医療、要援護者対策等多くの課題 がございます。今の状況等も踏まえ、今後ステップ 2 以降の見直しに反映させてまいりた いと考えてございます。

資料 2-4 が、現行の原子力災害対策編と修正したものの対比で示してあります。これは新旧対照表の形で示してございます。

以上、修正案の主な内容について、簡単に御説明させていただきました。具体的な修正事項につきましては、御質問がございましたらお話させていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長 はい。それでは、ただいま説明がございました資料の 2-1 が意見をどのような形で 反映したかという総括表です。 資料 2-2 の①が 9 月 5 日に、その場でいただいた意見に対する対応状況をまとめたものです。 資料 2-2 の②が、その後のパブリックコメントの過程において委員の皆様からいただいた意見に対する対応をまとめたものです。 資料 2 − 2 の③ は県民からの御意見への対応。 資料 2-2 の④が県内の各市町村からの御意見に対する対応をまとめたものということで、資料をまとめております。

これらを集約した結果としまして資料 2-3 の概要版の資料。それから資料 2-4 が全体版ですけれども、全体版の新旧対照表で示してございまして、右側の修正案に下線が引いてあるところを追加修正したということでございます。

それでは資料 2-1 と 2-3 をご覧になって比較していただいたほうがわかりやすいと思い

ますが、それについて御意見や御質問ございましたらよろしくお願いいたします。 井戸川町長お願いします。

○井戸川委員 資料 2-3 ですが、やっぱり最悪の状態を考え、これまでの経験を踏まえて計画をつくるんだと思います。

あくまで県本部はここだと決めているようですが、県本部の移動を考えておかないといけないのではないかと思います。原子力災害の特殊性を考え、近、中、長距離の遠隔操作、監視も考えるべきではないでしょうか。UPZ活用の検討をお願いしたいと思います。資料2-4もありますが、それは後で。

○議長 ありがとうございます。他に御意見はございますでしょうか。まず、いわき市さん。 ○佐藤代理 いわき市です。資料 2-4 の 7 ページですが、右上のアンダーラインが引いてあ りまして、細かいところではありますが、いわき市が担う事務又は業務の 8 の項目ですけ れども、緊急被ばく医療に関すること(いわき市に限る)と書いてありまして、この表現で ありますと、県の関与が全くないというふうに読みとれるのかなというふうに考えています。 いわき市には緊急被ばく医療派遣がないのか。あと緊急被ばく医療活動というのは、保健所 だけでまかなえるものではないというふうに考えております。

別冊の資料 2-2 の④の 9 ページに、市町村の意見としまして提出しました 1 番下の所なんですが、具体的な対応ということですけれども、中核市の場合には県と連携して行うという表現での再考をお願いしたいなと考えております。こういうものは一般論でいくつか他にもあると思いますが、よろしく御検討のほどお願いいたします。

- ○議長 ありがとうございます。桜井市長さんお願いします。
- ○桜井委員 先ほどの説明の中にも若干あったのかと思うんですけれども、見直しの中に要援護者対策とか、我々のところで今回の原発事故によって避難させられたり、避難せざるをえなくなったりして 371 名亡くなっているんです。

ここは我々の経験を踏まえて、例えば飯舘村さんの特老については飯舘村に残るということは、計画的避難区域設定の中でしました。初動の時に弱者対策をしっかりしないと、原発事故そのものではなくて、原発事故の避難によって死亡させられてしまうという事例が多くあるわけです。そのことをしっかり踏まえた対応が必要なのではないかと思います。それをちゃんと明記しておかないと、弱者が死を迫られるという結果になりかねないということと、前回もお話申し上げたんですけれども、それがどのように対応しているのかということが、ちょっとわからなかったので教えてほしいんですけれども。

現在避難させられている人達が多いわけです。我々、市外に 2 万 3 千強いるわけです。 一方で市内の避難を含めると 3 万人以上いるわけです。その人達が、今回防災計画を新た に作るときにどのような対応をすればいいのですか。市内にいる人も県外にいる人もいるわ けです。その人達の対応というのはいらないのですかと。

我々の一番近くだと相馬市であるとか新地町であるとか福島市であるとか、中通りを含めて随分避難しています。県内だけでも。それに対する連絡体制をどうするのか。これは市町

村がやるわけにはいかないです。会津方面から県外までへ行っている人たちにどういうふうな連絡をするのですかと。市内にいる人達と全く違った対応になってくるわけですので、そういうことに対する配慮というのは、どういうふうに盛り込まれていくのですか。新たに全員が自宅に戻っているということを前提にしてはいないですよね。

今、廃炉に向かっているということと、停止しているとうことを前提に、これは書いているわけですので。そういうことを踏まえていれば、今申し上げた内容はどのように反映されているのかなというふうに思いますので、初動対応としてはぜひそこをしっかりとお願いしたいと思います。

○議長 ありがとうございました。はい、井戸川町長。

〇井戸川委員 よろしいですか。2-4 まで入らないものだと思ってましたから。2-4 は、これは決定ではないということで理解してよろしいのですか。

○議長 今後、本日また御審議をいただいて、11 月末の防災会議で決定ということです。

○井戸川委員 7ページのモニタリング活動の協力について、職員をあてにするようなことでは、もうたちいかないということで、職員も避難しければならないので、なるべく自動化できないだろうかということを考えていただきたいと思います。

11 ページについては、右側の第2の1の原子力事業者の下に放射性物質及び放射線という書き込みが必要ではないでしょうか。それから下に行って2の報告の徴収、立入検査で、立入職員の安全保護とはどういうことなのかお聞きしたいと思います。

次に 15 ページですが、右側の下の段の 7 行目くらいのペットとの同行避難のためのゲージ等の支援で、一時預かり所の斡旋もこれに入れていただければありがたいと思います。動物愛護団体と大変いろんな問題を経験いたしましたのでお願いしたい。

あとは 19 ページですが、(4) 広域的な避難のための計画の作成ということで、私は県外に避難しましたが、今回アメリカ軍は 80km と言っていました。でもなぜか 10km、20km ということで、私どもが安全委員会の事務局長に聞いたところ、10km、20km の設定はどうして決めたんだと聞いたらば、彼は緊急時だからということで、当時の総理が俺が決めるということで決めたそうです。従って根拠はないというふうに聞いております。従って今後は 80km、100km そういうことの想定は必要ではないでしょうか。

次に32ページですが、上段の現地本部の設置場所、これは移転についても考えなくてはいけない。最悪の場合はそうではないでしょうか。例えば福島県は広範囲ですけれども、よく聞くのですが、東京都でもし事故が起きたときに、本当に東京都におられるのですかと私よく聞くのですが、住めなくなる可能性もあることを想定した防災計画ではならないのではないでしょうか。

65 ページですが、下の段の表。これは 300 ベクレルとか 2000 ベクレルと書いてあるのですが、この数値はこれでいかれるのでしょうか。変わってないでしょうかね。ちょっと疑問だなと思います。次のページにも上段に書いてあります。これもどうなんでしょうか。次に 73 ページ。改訂案で 100 ミリシーベルトと書いてありますが、これでよろしいでし

ょうか。次の75ページにも50、100ミリシーベルトと書いてありますが。このへんはちょっと疑問な点ですので、できれば意見を反映させていただければと思います。お願いします。 〇議長 ありがとうございました。いったん御意見いただきたいと思いますが。

それでは今いただいた御意見の中で、いくつかお答えできるものは事務局のほうからお答えするという形で整理させていただきたいと思います。

まず、最初にいわき市さんのほうからいただいたものと、桜井市長からいただいたものについて。いわき市さん、緊急被ばく医療における中核市の取り扱いを明確化していただきたいという御指摘。それから桜井市長のほうからいただいた避難時の要援護者対策をしっかり盛り込むべきだという御指摘。それから現在、避難先にいらっしゃる方々への情報伝達手段をしっかり確保するという御指摘。これらについて事務局のほうで答えられる部分があればお願いしたい。あるいは原子力災害対策編ではなくて、震災対策編とか一般災害対策編のほうで併せて検討ということであれば、それはそれでと思いますので、今の3点について答えられる部分があれば。お願いします。

○事務局 それでは、いわき市さんと南相馬市さんのほうからいただいている意見について 御説明させていただきます。

まず、いわき市さんの 7 ページ目の中核市の緊急時被ばく医療の件でございますけれど も、これにつきましては、いわき市さんから意見ありましたように、県と中核市の連携で、 表現上の話で整理させていただきたいと思いますので、これから緊急時医療の形、次回のス テップ 2 以降で審議する形になりますので、その時までに併せて、見直しをかけたいと思 います。

桜井市長のほうからいただいた要援護者対策、これにつきましても今後の避難とかの話の中で、具体的な話として特に初動期の弱者関係の対策といったものを書き込むような形で検討させていただきたいと思います。

もう一つ、県内外のそれぞれ市町村の区域の外にいる住民の方への災害のお知らせという 形ですが、ここの部分につきましては、市町村区域の外にいる方にどういう形でお知らせす ればいいのか、その書きぶりは今後整理させていただきたいと思います。よろしくお願いし ます。

○議長 桜井市長お願いします。

○桜井委員 最初のほう、私が要援護者対策と申し上げたのは、30km 設定されてしまったことで、南相馬市を含めて医療機関の入院入所者というのは 0 になってしまったんです。全部そこから避難させられるという状況に追い込まれたわけで、ここから避難させられた人が避難先の問題も含めて、避難経路、避難手段の問題も含めて、その中で一番ダメージがあったんです。ですので、要援護者対策と言ったのは、単に在宅とかいうことではなくて、こういうゾーンが設定させることによって、医療機関も介護を含めた福祉機関も含めて、我々の経験からすると 0 になってしまうという問題が起きたわけです。

ここをまず書き込むことも必要なのかなと思いますけど。医療機関を残すのか残さないの

かという国の問題としてです。我々県だけの問題ではなくて、国の問題としてどのような対応をするのかということを国にちゃんと申し上げる必要がある。その中で搬送しなくてはいけない人達をどういふうに認定をしていくのかと。大変な状況なんですよ。

つまり医療機関の医療スタッフにとっても、そこで、もしかして働き続けなければならない事態に追い込まれるかもしれないし、今回我々の事例のように、全部搬送させられてしまうと、そういう問題があります。だから在宅だけの問題とか言っているわけではなくて、全体的に医療機関が駄目になるということによって、こういうものが発生したんだよと。ですので、そういうことは二度とないような形にしていかなくてはならないのではないかという意味で申し上げました。

○議長 ありがとうございます。医療機関の確保とか搬送先の確保という点で、おそらく特徴的なのは、緊急時避難準備区域、屋内退避区域の設定期間が非常に長かったということに伴う問題だと思うので、そこは避難指示のあり方そのものにも関係してくる、国の部分が相当でてくる話なのかなという気がしています。

いずれにしても、今回の初動対応で十分に書ききれないところはステップ 2 の部分で、 あるいは震災対策編なども含めて進めていく必要があると思いますので、御指摘をしっかり 受け止めたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、双葉町長さんのほうからいくつか御指摘ありました点について、ここでお答えできるかどうかわかりませんけれども、考え方を示せるものは示したいと思います。

まず 11 ページの御指摘だと思いますけれども、いわゆる立入する方々の安全確保。11 ページ下の立入検査をする方の安全確保の考え方。それから 15 ページの 9 のケの(カ)、ペットの一時預かりの取り扱いをどうするのかということ。19 ページの広域避難にあたって、広域とはどこまで想定するのか、80km、100km まで想定するのではないかという御指摘。それから 32 ページ(4)のカ、県の現地対策本部の設置場所をどう考えるのかという御指摘。それから 65 ページで、飲料水や食物などの摂取制限の基準値はこのままでいいのかという御指摘。それから 73 ページ、(2)のウの安定ョウ素剤の服用指示の基準にかかる御指摘だったかと思います。これらについて、事務局のほうで考え方をお願いします。

○事務局 それでは、双葉町長のほうから御指摘いただきました点について、対応の考え方を御説明させていただきたいと思います。

まず 11 ページの立入者の安全確保につきまして、これについては立入する際の安全確保 をどうするのかということで、書き込み可能だと思いますので確認させていただきたいと思います。

それから 15 ページのペットにつきましては、これは震災対策編と合わせた書き方がございますので、震災対策編のほうと合わせてどういう書きぶりができるか検討したいと思います。

それから 19ページ目の広域避難のあり方、どこまで避難をさせるかという形でございますけれども、市町村域、それから県域を越えた広域的な避難の計画というものをあらかじめ

作るという中で、どういうような考え方をするのか、どういうスキームでやるかというのを 考えたいと思います。具体的なキロ数までどこまでやるかというのは、その時の状況に応じ てでございますので、なかなか具体的な数字というのは難しいのかもしれませんけれども、 感覚としては、今申し上げたような県外まで行くような避難の場合というようなスキームを どう作るかということで考えたいと思います。

それから 32 ページの現地本部の設置場所でございます。具体的にどこにつくるかという話までは、その時その時の状況によるかと思いますので、現地本部が移動する際の考え方を示したいと思います。現地本部が機能しない場合ということもを想定しまして、今回の見直しの中で本部が機能を代行する規定までは追加してございますが、そもそも移動はどうするのかという考え方については、もう少し検討させてください。

それから 65 ページ、66 ページの飲食物の摂取制限関係でございますが、ここにつきましては、国のほうで指針が示されるというまでの間は、防災指針によるという形で書いてございまして、指針が示された後につきましては見直しを図りたいと思っております。

それから 73 ページのヨウ素剤関係でございます。これも国もほうで今、ヨウ素剤の防災 指針の見直し、ヨウ素剤の配付をどうすべきかということで検討中でございまして、それが 示された段階でここの見直しをどうするかという形で反映させていただきたいと思います。

それから 75 ページ、防災業務関係者の指標でございます。これは労働関係の法律とも絡んでくる部分でございますので、そちらのほうとも整合を図りたいと思います。具体的に、今すぐどうするという形ではございませんけれども、どこまでできるか国の指針も踏まえて、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇井戸川委員 19 ページの例なんですけれども、私が経験したことなんですけれども、災害救助法の見直しまで言及しなければいけないなと思います。というのは、災害を受けている福島県が全国に避難している県民の借上げ住宅の家賃の受け払いしている現状があり、これは事務量が膨大で大変だと思いますので、災害救助法の見直しで避難先の県の方から直接国の方に請求書が行って受け払いできるようにして改正していかないと。

今は 200 万県民です。ところが何百万都民とか県民のところでは到底できません。結果 的に住民が膨大な被害や損害、負担を強いられますので、是非そこは今回の事故を境にして 国の方に提案をして頂きたい。そういうことも付随しますので私述べさせて頂きました。

○議長 ありがとうございます。災害救助法については、本当に自然災害を想定した法律でございますので、原子力災害にはなかなかぴったりフィットするところが無いという事態は全く町長さんのおっしゃるとおりで、私も一年数ヶ月、本当にそれで国とやりとりした経緯がございます。

今のいわゆる家賃の関係のスキームはですね、各都道府県さんで受付をして頂いて、それを福島県に求償してくるというスキームになってますので、おっしゃるとおり、福島県を一旦通るという形になってしまってるんです。その部分の手続きをどういうふうに見直せるのかと。そういう所は引き続き国とやりとりをしていきたいと思います。

あと、町長さんのおっしゃるとおり原子力災害に固有の案件、しかも災害救助法にしっかり面倒見てもらわなくてはいけない部分もありますので、そこの部分をしっかり我が県の立場を主張していきたいと思います。ありがとうございます。

それでは他に御意見、御質問等ございますか。

冨塚市長さんお願いします。

○富塚委員 あの、要望したいんですが。福島県だけが見直しをしているのかどうか、全国 的ですよね、原子力安全。そうすると、それぞれの地域での考え、こういう不安を持ってる と思います。

私の提案ですが、福島県で避難するとなった場合に、仮の話で、福島県民全てが他県に行かなくてはならなくなった場合を想定した場合には、どこどこ市・町・村のどこどこの地域はこの所に行ってください、という話が我々が住民にどうやって伝達しておくかということです。

そういうふうなことを考えていくと、これは福島県だけじゃなくて、万が一、他の地域でこのような災害が発生した場合には、福島県はどこから受入れるかというのがあります。その点で福島県のことも、仮の話でA県で災害が発生して、10万人がといった場合、福島県ではどこどこ市・町・村で、これだけの割り振りでどこどこから来るということも想定しておいて、衣と食の準備、そして更には交通網。それに医療機関、介護施設とかそういうことも。我が田村市ならば受入れた場合にこれだけ出来ますよという、介護あるいは教育、福祉を含めて登録しておいて、そこに必要なことがあるんじゃないでしょうか。

困っていることは、大変失礼なんですが。私、8,600人を3月12日に即受けました。22の会場で。避難されてきた方々は悪くないんです。私が指示しまして、体育館とか文化センターとか開けましたが。今困っていることは、多分これからもそうあるかもしれません。今、住という問題がありました。我が田村市も700人がアパートに入っているんです。となりますと、これから警察、金融機関、郵便局、あるいは学校の先生を含めて異動時期になると入るアパートが無いんです。入る住宅が。ですからこれは何故かというと、今まで金融機関で近くから来た人はアパートに入りませんでした。でも今度は転勤で田村に入って来たら遠くから通わざるをえないという問題もありますので、こういう所も衣食住の住の問題として、その他の対応を企業なり、あるいは住民の方、他の地域から来た方々とのどのくらいアパートは受入れられるか、そういうものも登録しておいて、この地域とこの地域は万が一の場合にはというのを県全体それから都道府県全体でやって頂ければありがたいと思っておりま

す。

これは福島県だけの原子力に対する災害対策を講じたとしても、万が一火山あるいは津波、 地震等々あって受入れることができるかどうか。今回は原子力ですから、そういうところの 地域も同じくスタートして同じ共有課題、そしてそれをやっていくような事を国に働きかけ ていただきたいと思っております。以上です。

〇井戸川委員 関連でよろしいでしょうか。昨年 5 月 2 日、菅総理が私の所に訪ねて来ていただきました。その時に菅総理にお願いしたんです。日本は災害列島だから、こういう状況は最悪で、この後あってはならないけれども、無人の村・無人の町を全国に6ヵ所くらい作っていただけないかと。日本の資金力からいうと、そのくらいは作れるだろうと。普段は空き家であっても、いざなにかがあったときにバスで行ってしまうと、そこである程度の融通がはかれて、役場職員も相当も混乱しましたから負担軽減にもなるし、住民の負担軽減にもなる。仮設住宅施策はそろそろ終わりにしてほしいと。

その無人の村を作ってはどうだろうと言ったら、菅総理はそれはいいプランですねと。ということで、プラン作りましょうかと言ったら作ってくださいと言われたので作りました。だけど、できあがったことを連絡したけれども、あの方は見ないで終わってしまいました。従って、今回の苦労は膨大です。本当に受け身の住民、老人と子供にとっては地獄です。これを繰り返すような仮設住宅制施策では無くて、あらかじめそういう社会資本のストックを準備するべきではないでしょうか。そんなふうに思っております。

○議長 ありがとうございます。

今、富塚市長と井戸川町長のお話は、あらかじめ全国的に自治体間で受入可能な住民がどのくらいなのかとか、受入可能な医療機関がどれくらいあるのかという事を全国的に登録をして、それをシェアするという仕組みが必要なのでは無いかという御意見の一環じゃないかと思います。

これについてなにかありますか。県内ではやっているんですよね。

○事務局 県内の避難の確保、受入先の確保できるキャパについては、調査をかけて取りまとめという形で考えていたのですが、これを全国という形まで、田村市長さん双葉町長さんの方から意見をいただいたような形での、全国の状況までは準備していなかったので、どういう形がいいのかを含めて宿題だと思います。

基本的には広域、県域を越える広域な避難という形は全国的な国レベルの話でございますので、うちの県だけで何かしようというレベルでは無いと思いますが、御指摘頂いたという事も含めてどういう対応が可能なのか検討したいと思います。

○議長 ありがとうございます。

なかなか全国的なスキームとなるとですね、地域防災計画の中に書き込むのは難しくなる と思うんですが、そこは重要な課題でありますので、しっかり国の方ともやりとりをしてい きたいと思います。

それでは、他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

ありがとうございました。ただいま皆様から様々な御意見いただきました。御意見頂いた中で、今回のステップ1の見直しに反映できる部分と、引き続きステップ2以降のところで検討課題としての部分はあると思いますけれども、こういったものの整理、あるいは修正等については、議長の方に一任頂きたいと思うんですけれどもいかがでございましょうか。はい、お願いします。

〇井戸川委員 実は資料 1-3 の中で、(4) の I C R P 等の原則ということですが、こんな事を言っているのは日本だけで、外国はこういうことを言ってません。特にヨーロッパ辺りでは自前の基準を作ってやっていますので、I C R P 等の原則についての問題を指摘しておきたいと思います。20 ミリシーベルトというのは日本独自で決めたものでありまして、ただ、そういう事が I C R P でまことしやかに言われたのでは困るんです。

あと、第2の(3)ですが。5 kmを囲むということの危うさ。単純に5 kmでいいんでしょうか。地形や天候によって全く変わってしまう今度の事故によって、これは誠に10 km、20 kmで飯舘の皆さんに影響が無ければよかったんですが、それを越えて福島も郡山も影響があるわけですので、ここは目安であっても、やはり状況に応じて変わるべきではないでしょうか。今回の事故を経験して反省が無いような感じがします。

- (5)ですが、通報のステップを減らして、並列通報体制が有効だと思いますが、御検討いただきたいと思います。
- (6)、人手と時間でミスをしないような自動化が出来ないでしょうか。今回のミスということでいえば、私の町の上羽鳥地区が 1590 マイクロシーベルトあったということが今年になって教えられたんです。その時、私の所の住民は爆発前にそこに居ました。子供もいましたし、妊婦もいました。今非常にあの人達は怒っています。こういうことがあるということは、人間に頼ったせいであって、自動化の改善をするべきではないでしょうか。大変、私の住民は今このことについては怒っておりますから。
- (9)、連携をあてにしてはいけないということですね。最悪の場合は連携なんて言っている暇はありませんでした。お互いの原子力防災訓練の 4 町村間でも浪江を含めて、どこにも連絡する暇はありませんでしたので、直近の緊急時は連携では無くてとにかく逃げる。その後はですね、一段落すれば連携は必要ですけれども。その辺の見直しをお願いしたいと思います。
- (10)については、リアルタイムに値を知らせる仕組み、SPEEDIの問題の反省も踏まえて、これは直接住民に伝わるような仕組みが必要だと思います。
- (11)、これは基本というところなんでしょうが。この辺はちょっと見直しを考えて頂きたいなと思います。連絡先や避難先は基本的には変えないような普段の準備が必要だというふうに思っております。

第 3 の方にいきますと、(1)、(2)、(3) といきます。自動化は、やっぱりシンプルでは 駄目ですから、二重三重の自動化で通常チェックも含めながら非常時に自動起動して、それ が住民に伝わるような仕組みが必要だと思います。 (4)については、広報技術を習得というのは必要だとは思いますが、これはもっと具体的に役職の決定が既にしていれば遅れる可能性ないですが、役職を指定すればということは逆にいうと役職でない人間がそれをしなくなってしまうということなので、ダブルあるいはトリプルの大きな体制でやってほしいなと思います。

あちこちなりましたけれども、そんなところを指摘させて頂きたいと思います。

○議長 ありがとうございました。資料 1-3 の指針の所に書いてあります内容は、まさに国が示した指針の概要をまとめさせていただいたところなんです。この指針を踏まえて、県としてこういう形で地域防災計画として盛り込んでいくということでございます。

今の井戸川町長の御指摘、モニタリングシステムの自動化をすること。人が測りに行くというまどろっこしいやり方ではなくて、自動化をして瞬時に線量がわかるという仕組みを構築するべきといった御意見であるとか、直接住民にも伝達をするという即情報が伝わる仕組みというのを考えていただきたいといったような御意見をいただきました。

モニタリングの自動化というのは、今ある可搬型モニタリングポストの設置以上のことはなかなか難しいんですけれども、直接住民に伝わる仕組みというのは、今、住民自ら携帯端末を持っておられますので、その中でいかに迅速に情報を伝えられるかということについては、まだまだ工夫の余地があると思っておりますので、そこはしっかり震災対策編の中でも併せて検討してまいりたいと思っております。

ICRPの話であるとか、5 km、30 kmの話は国の方の災害対策指針で示された考え方になってございますので、我々としてはそれに対して、なかなか十分なお答えが出来る材料が無いというのが現実でございまして大変申し訳ございません。

- **〇井戸川委員** 意見があったということお伝えください。
- ○議長 それでは、ただいま頂いた御意見を踏まえて私どもの方で修正させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に議事の3つ目と4つ目になりますけども、部会の運営事項としまして部会に参加されるオブザーバーの取扱い、それと新たなワーキンググループの設置について事務局から説明していただきます。お願いします。

○事務局 はい、原子力災害対策課の阿部と申します。資料 3、資料 4 に基づきまして、当部会の運営に関する内容につきまして御説明させていただきます。

まず資料の 3 でございますけれども、当部会におけますオブザーバーに消防機関を加えたいということでございます。具体的には今回、いわき市さん、田村市さん、南相馬市さん、飯舘村さん、川俣町さんが新たな暫定重点区域に入ってまいりますので、関連する消防本部さんのほうの消防長さんの方にオブザーバーとして御参画いただくということで、今回も御案内差し上げてるところでございますけども、今後ともオブザーバーということで、御参画いただきたいということが資料 3 でございます。

それから資料の 4 につきまして、当部会にワーキンググループを設置いたしまして、ワーキンググループの中で主に防災計画の修正に係る技術的な事項につきまして、御検討いた

だきまして、その結果につきまして当部会のほうで、御審議いただくということにさせてい ただきたい。

なお、そのメンバーにつきましては当部会の中で、学識経験者 6 名の先生にお願いして おりますけれども、学識経験者 6 名と行政のほうということで原子力安全対策課長をもっ て組織をする。

運営としましては、基本的に原則公開ということとしまして、検討結果につきましては、 当然のことながら当部会の方に報告をするということでワーキンググループのほうの設置 を致しまして、次回以降の技術的な部分につきましては、こちらの方で御検討いただきたい と考えておりますので、よろしく御審議のほうお願いいたします。

○議長 それでは今の説明、関係消防長さんのオブザーバー参加と新たにワーキンググループの設置することについて、御意見、御質問ございましたらよろしくお願いします。

はい、それでは御意見無いようですので、新たに消防長さんのオブザーバ参加を認めるということとし、かつ新たに技術的事項について審議をするワーキンググループの設置をすることとしたいと思います。

以上で予定していた審議事項は終了になりますけども、その他に何か御意見等ございましたらお願いいたします。

○**片桐委員** 原子力研究開発機構の片桐と申します。

第1ステップの整理については、かなり国の意見も含めて整理されていると思うんですが、 その中での対応、もしくは第2ステップと第3ステップの今後の対応のあり方も国の構成 を重視するというお話があったんですが、原子力規制委員会で今後検討すべき事項と言って いる項目の中にも、例えば緊急時モニタリングもオフサイトセンターのあり方についても、 緊急時被ばく医療についても、かなり主体的に動かないといけない部分もあると思うんです けど、国が一からやるというところもあるんですが、実際上の問題としては時間的な編成も 含めて県がどこまで出来るんだと、やるんだということを明確にした上で国にはここをお願 いしなくてはできませんと。ある時入ってきても邪魔するだけだからこれは止めてくれと。 そういうことも考えておかなくてはいけないんだろうと思います。

当時、オフサイトセンターに入った人間として、オフサイトセンターのあり方そのものが相当見直されないといけないというふうに思っておりますので、県としてはどういうふうにオフサイトセンターで活動するんだという、国がオフサイトセンターを作るからそこで無理矢理人を出してくださいというのでは、災害対応では無いと思いますので、県が自ら考えるところを整理した上で、国に提示し協議していくというステップが必要だと思いますので、是非今後の検討の中で具体的に決めていくということをしていただいたほうがいいかと思います。今すぐにはできないと思いますので、今後の要望ということでお願いします。

○議長 はい、今の片桐先生の御意見全くごもっともでございます。私自身も先月 10 月 17 日に原子力規制委員会のヒアリングに出席しまして、そこでこの災害対策指針に関する福島 県としての意見を述べてきたところでございます。 そこで私から強調させていただいたのは、1つは事故を起こした原子炉を有する福島県の 実態に合った対策指針を示してくれということを申し上げたところです。その結果が、この 資料 1-3 の中の第 5 の第一原子力発電所事故についてということで盛り込まれたんです。た だ盛り込まれましたが、具体的な内容は今回示されていませんでした。ここの部分がこれか らでてくると。ここでしっかりと 1 Fで今後事故があった場合の事故想定というのをだし ていただくということに繋がっていくのではないかと思っております。

それから、今、御指摘ありましたオフサイトセンターのあり方も、大いに議論しなければならないところでございまして、今、原災法上の合同対策協議会のあり方をどうするのかとか、参集できなかった場合の人員の確保をどうするのかとか、そういうことはしっかり議論していかなければなりませんので、そこについても地元の立場としてこうなんだということはやりとりを続けていきたいと思います。

あとはですが、申し上げたのはやはり原子力災害という特殊性に鑑みて、物資の調達とか 避難先の確保にあたっては、国の強力な調整権限がないと、一自治体では出来ない、限界だ ということがかなりあったんです。そこの部分をしっかり検討していただきたいということ で申し行ったところでございます。引き続き指針については、国にお願いしますというだけ ではなくて県のスタンスとか、県もこうあるべきだと議論していきたいと思います。引き続 き御助言よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。それでは、大変長い間御審議いただきましてありがとうございました。議長としての役割を終えさせていただきます。御協力ありがとうございました。 〇司会 ありがとうございました。以上で本日の審議を終了いたします。御多忙の中、お集まりいただきまして大変ありがとうございました。